

○県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例

平成14年12月16日条例第74号

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例をここに公布する。

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、[循環型地域社会の形成に関する条例\(平成14年岩手県条例第73号\)第8条](#)の規定により、県外からの産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関し必要な事項を定めるものとする。

(県外産業廃棄物の搬入事前協議)

第2条 その事業活動に伴い県外において産業廃棄物を生ずる事業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条第5項の中間処理業者を含む。以下「県外排出事業者等」という。)は、県外において生じた産業廃棄物(使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第2条第2項に規定する使用済自動車、同条第3項に規定する解体自動車及び同条第4項に規定する特定再資源化物品並びに使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号)第11条第4項第1号に規定する認定計画に係る同法第2条第2項に規定する使用済小型電子機器等を除く。以下「県外産業廃棄物」という。)の処理(収集又は運搬を除く。)を県内で行うため搬入しようとする場合は、その搬入を開始しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、知事に協議しなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による協議に係る搬入の期間は、搬入を開始しようとする日から1年以内とする。ただし、県外排出事業者等が、[循環型地域社会の形成に関する条例第14条第1項第1号](#)の格付けを取得している産業廃棄物処理業者その他規則で定める者に県外産業廃棄物の処理を委託する場合は、4年の範囲内で規則で定める期間以内とする。

3 知事は、第1項の協議を受けたときは、当該協議に係る処理(収集又は運搬を除く。)の内容が、[循環型地域社会の形成に関する条例第7条](#)の原則に基づき規則で定める循環型地域社会の形成に支障を及ぼさない県外産業廃棄物の本県への搬入後の処理方法等の基準に適合する旨又は適合しない旨を当該協議を行った県外排出事業者等に通知するものとする。

4 産業廃棄物処理業者は、県外排出事業者等から県外産業廃棄物の処理を受託するときは、当該県外排出事業者等が前項の基準に適合する旨の通知を受けていることを確認しなければならない。

5 知事は、第1項の協議に係る処理(収集又は運搬を除く。)の内容が第3項の基準に適合しないと認めるときは、当該協議を行った県外排出事業者等又は当該協議に係る県外産業廃棄物の処理を受託した産業廃棄物処理業者に対して、協議を受けた日から30日以内に搬入の中止、搬入方法の変更その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

6 知事は、県外排出事業者等又は県外排出事業者等から県外産業廃棄物の処理を受託した産業廃棄物処理業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これらの者に対し、当該県外産業廃棄物の搬入の中止、搬入方法の変更その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第1項の協議を行わず、又は第3項の基準に適合する旨の通知を受けずに搬入に着手したとき。

(2) 第3項の基準に適合しない処理(収集又は運搬を除く。)を行ったとき。

(3) 第1項の協議の内容と異なる処理(収集又は運搬を除く。)を行ったとき。

(4) その他不適正な処理が行われるおそれがあるとき。

7 知事は、前2項の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

8 知事は、前項の公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者にあらかじめその旨を通知し、その者に意見を述べる機会を与えなければならない。

一部改正〔平成16年条例64号・19年59号・23年23号・26年90号〕

(搬入事前協議の内容の変更)

第3条 前条第3項の基準に適合する旨の通知を受けた県外排出事業者等は、同項の通知に係る協議の内容を変更しようとするときは、変更に係る県外産業廃棄物の処理(収集又は運搬を除く。)を県内で行うために搬入を開始しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、知事に協議しなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 前条第3項から第8項までの規定は、前項の協議について準用する。

3 前条第3項の基準に適合する旨の通知を受けた県外排出事業者等は、第1項ただし書の規則で定める軽微な変更があったときは、その日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(実績の報告)

第4条 県外産業廃棄物を搬入した県外排出事業者等は、その搬入の実績について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

一部改正〔平成19年条例59号〕

(実績の公表)

第4条の2 知事は、毎年度、規則で定めるところにより、前年度における前条の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

追加〔平成19年条例59号〕

(環境保全協力金の契約)

第5条 知事は、県の環境保全政策の推進のため、第2条第1項又は第3条第1項の協議の際に、規則で定めるところにより、県外産業廃棄物を県内に搬入しようとする県外排出事業者等と当該県外排出事業者等の環境保全協力金の納入について契約を締結することができる。

(立入検査等)

第6条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において県外産業廃棄物を無償で収去させることができる。

2 前項の規定に基づき立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定に基づく立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

(過料)

第8条 第6条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定に基づく立ち入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、5万円以下の過料に処する。

(両罰規定)

第9条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。

附 則

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成15年6月規則第83号で、同16年1月1日から施行)

2 この条例の施行の際現に行われている県外産業廃棄物を県内で処理するための搬入については、第2条から第5条までの規定は、適用しない。

3 知事は、この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成16年12月17日条例第64号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例の規定は、平成17年1月1日以後に搬入される県外産業廃棄物について適用し、同日前に搬入される県外産業廃棄物については、なお従前の例による。

附 則(平成19年10月19日条例第59号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月16日条例第23号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年7月11日条例第90号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に搬入される県外産業廃棄物について適用し、同日前に搬入された県外産業廃棄物については、なお従前の例による。